

# 公立学校における学校評価に関するガイドライン

徳島県教育委員会

このガイドラインは、徳島県の公立学校（幼稚園を含む。以下「公立学校」という。）における学校評価に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定めるもののほか、その適切な実施を図るために必要な指針を定め、もって公立学校の活性化及びその教育水準の向上に資することを目的とする。

## I 公立学校における学校評価

### 1 学校評価の目的

- (1) 公立学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- (2) 公立学校が、当該学校の教職員が行う評価（以下「自己評価」という。）及び保護者など学校関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- (3) 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

### 2 学校評価において取り組むべき事項

- (1) 自己評価を行い、その結果を公表すること。
- (2) 学校関係者評価を行い、その結果を公表すること。
- (3) 自己評価の結果、学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。
- (4) 学校と設置者が実施者となり、必要に応じて自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価（以下「第三者評価」という。）をすること。

## II 各年度の学校評価

### 1 自己評価

校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加して組織的に取り組み、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うもの。

#### (1) 重点課題の把握

- ・公立学校においては、毎年度、学校活動全般の状況について点検を行い、その当面する課題の中から、当該年度に重点的に取り組むべき課題（以下「重点課題」という。）を把握するものとする。
- ・重点課題の把握に当たっては、保護者、児童生徒、地域住民等の学校活動に対する意見の聴取に努めなければならない。

#### (2) 重点目標の設定

- ・公立学校においては、各年度の重点課題を踏まえ、当該年度に達成すべき目標（以下「重点目標」という。）を設定するものとする。
- ・重点目標は、重点課題の実現又は解決に向け、当該年度において達成すべき事項を体系的に示すものでなければならない。
- ・重点目標の設定に当たっては、その達成の程度について客観的に評価できるものとなるよう、具体的な設定に努めなければならない。
- ・小中一貫教育を実施する学校においては、接続する両校間で適切に目標を共有することに加え、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す観点から、両校に共通した目標をその中に含めることを基本とする。

#### (3) 評価指標の設定

- ・公立学校においては、設定した重点目標のそれぞれについて、当該目標の達成度を評価するための指標（以下「評価指標」という。）を設定するものとする。その際、業務改善や教職員の働き方に関する項目についても明確に位置付けをするものとする。
- ・評価指標の設定は、当該指標に対応する重点目標を設定する際に、併せて行うことを原則とする。
- ・評価指標の設定に当たっては、可能な限り定量的な指標を取り入れるよう努めなければならない。この場合において、学校活動に対する、保護者、地域住民等の満足度等のほか、その発達段階に応じ、児童生徒の満足度等を測定する方法の工夫に努めるものとする。

#### (4) 活動計画の設定

- ・公立学校においては、各重点目標の達成に向けた活動に関する必要な計画（以下「活動計画」という。）を定めるものとする。
- ・活動計画を設定する際、必要な学校活動については、全校で実施するのか、若しくは、校務分掌、学年及び教科等で実施するのかを明らかにする。
- ・活動計画の設定に当たっては、その内容を具体化し、組織的な取組ができるようにする。

#### (5) 重点目標の評価

- ・公立学校においては、毎年度、重点目標の達成に向けた取組を行った後、各重点目標に、その達成度についての評価を行うものとする。この場合において、重点目標の達成に資するよう、年度途中においても、必要に応じ、先行的・中間的な評価を行うことができる。
- ・重点目標の評価に当たっては、設定された評価指標に基づき、当該指標上の達成度の取りまとめを行う。
- ・重点目標の評価は、評価指標上の達成度を踏まえつつ、更に幅広い観点から、総合的に行う。また、課題についての改善方策を含む自己評価結果をまとめるものとする。この場合において、保護者、児童生徒、地域住民等の学校活動に対する評価に留意するものとする。
- ・小中一貫教育を実施する学校においては、接続する両校の教職員が連携して自己評価を実施することが望ましい。

## 2 学校関係者評価

保護者や地域住民等の学校関係者等で構成された委員会等（自校の教職員は除く。）が、その学校の自己評価の結果について評価することを通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を図り、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うもの。

### （1）評価体制の整備

- ・学校関係者評価を実施するに当たっては、保護者、地域住民、青少年健全育成関係団体等、学校と直接関係のある者で構成する組織（以下「学校関係者評価委員会」という。）を作るものとする。
- ・学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）で、協議会において評価委員会等を設けている場合には活用をすることもできる。
- ・小中一貫教育を実施する学校においては、接続する小学校・中学校双方の保護者を評価者に加えることが望ましい。

### （2）評価の実施

- ・学校は学校関係者評価委員会に対して、重点目標や評価指標、評価計画の実施状況や総合評価等について説明する。評価者は、必要に応じ授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長・教職員及び児童生徒との対話等を通じて、評価活動を行うものとする。
- ・学校関係者評価委員会は、学校の自己評価の結果について評価し、その結果について取りまとめるものとする。
- ・アンケートへの回答や自己評価結果についての単なる意見聴取などの受動的な評価ではなく、評価者の主体的・能動的な評価活動を重視するものとする。

### 3 第三者評価

実施者（学校と設置者）の責任の下、必要であると判断した場合に行うものであり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価する。

学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の活性化につながることが期待される。

#### （1）評価体制の整備

第三者評価の実施に当たっては、以下の例のような評価体制で評価を行うことが考えられる。（※1）

◆学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家（※2）を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う。

◆例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う。

◆学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う。

（※1）評価者の確保や、事務局体制の整備など、実施に際しての実施者の負担が大きいため、負担のメリットを十分に考慮して実施することが必要である。

（※2）評価者の在り方：教育学等を専門とする大学教授等、学校運営に関与した経験のある者、学校の教育活動等に造詣の深い者、学校と地域の連携に関する知見を有する者、組織管理に造詣の深い者等が考えられる。学校運営についての専門的視野から評価を行い、その結果を踏まえ、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題、改善の方向性を提示することのできる者とすることが適当である。

#### （2）評価の実施

限られた日程で効果的な評価を実施するためには、学校や設置者が課題と認識している事項や、それまでの評価において指摘された課題等を踏まえつつ、評価項目を重点化することが重要である。

#### 4 評価結果の次年度への反映

公立学校においては、各年度の重点目標の評価について、自己評価、学校関係者評価及び第三者評価の結果を踏まえつつ、課題を整理し、必要な改善方策を示すものとする。さらに、学校活動全般についての点検を行い、その次年度における重点課題の把握及び重点目標の設定へ、これらを反映させるものとする。

### III 校内における学校評価の体制

#### 1 評価計画の決定等に係る体制

- (1) 各年度における重点課題、重点目標、評価指標及び活動計画の決定（以下「評価計画の決定」という。）並びに重点目標の評価は、校長が行う。
- (2) 校長は、評価計画の決定及び重点目標の評価を行うに当たり、すべての教職員がその決定・評価の過程に主体的に参画することとなるよう、必要な配慮をしなければならない。
- (3) 公立学校においては、評価計画の決定等に係る取組みを通じて、学校評価における校内の各組織及び各教職員の役割分担を、より一層明確化するよう努めなければならない。

#### 2 学校評価推進組織

- (1) 公立学校には、教職員による学校評価推進組織を置くことを原則とする。
- (2) 学校評価推進組織は、校長の指示に基づき、学校評価に関する企画及び立案並びに連絡調整を行う。

なお、学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）で、協議会において評価委員会等を設けており、委員会の中に当該学校教職員を含んでいる場合には、同様の組織として活用することができるが、担当教職員を確実に決めておくこと。

## IV 評価計画及び評価結果の公表

### 1 評価結果の公表

- (1) 公立学校においては、自己評価及び学校関係者評価の実施後、学校評価に関する調査結果を踏まえ、速やかに、その結果を公表するものとする。この場合において、各年度の評価結果を、その次年度の早い時期において、次年度の評価計画と併せて公表することができる。
- (2) 各年度の評価結果の公表は、当該年度に設定したすべての重点目標及び評価指標に係る評価の結果を含むものでなければならない。ただし、「3. (3)」に規定する場合にあっては、この限りでない。
- (3) 第三者評価については、保護者や地域住民が学校の現状を理解し、運営に積極的に協力、参画する土壤をつくるためにも、評価結果について保護者等が理解しやすい形で積極的に説明や情報提供していくことが望まれる。ただし、保護者等への説明等にとどまらず広く公表することについては、個人情報保護の観点や序列化助長の可能性等に留意して慎重に取り扱うこと。
- (4) 小中一貫教育を実施する学校においては、横断的に実施した自己評価及び学校関係者評価の結果について、共同して広く保護者に周知することが望ましい。

### 2 公表の方法

公立学校においては、自己評価及び学校関係者評価の結果について、それを踏まえた今後の改善方策と併せて、学校便りへの掲載や、PTA総会等を活用した保護者等を対象とした説明会、学校のホームページや地域広報誌への掲載などの方法により広く保護者や地域住民に周知すること。

### 3 個人情報の取扱いに関する留意事項

- (1) 評価計画及び評価結果の公表に当たっては、個人情報の取扱いに厳正を期さなければならない。
- (2) 公立学校においては、前項の趣旨を踏まえ、公表の内容・表現等について必要な配慮をするものとする。
- (3) 公立学校においては、プライバシーの保護等のため特に必要な場合においては、評価計画及び評価結果の一部を公表しないものとする。

## V 設置者への報告書等の提出

公立学校においては、自己評価及び学校関係者評価の結果並びにそれらを踏まえた今後の改善方策を取りまとめた報告書を設置者に提出するものとする。

## VI その他

### 1 小規模校における取扱い

小規模校における学校評価については、小規模校としての特性に基づく特別な事情がある場合においては、以上の規定にかかわらず、当該事情に応じた取扱いをすることができる。

### 2 中等教育学校については、中学校及び高等学校に準じて評価を実施する。

### 3 委任

このガイドラインに定めるもののほか、学校評価に関する指針として必要な事項は、高校教育課長・義務教育課長が定める。

#### 附則

このガイドラインは、平成16年4月1日から施行する。

#### 附則

このガイドラインは、平成21年4月1日から施行する。

#### 附則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

#### 附則

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。